

特定防除資材の保留資材の今後の取扱いについて（案）

I 特定防除資材及び特定防除資材の指定が保留されている資材（保留資材）について

1 特定防除資材制度と保留資材

- （1）無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成14年の農薬取締法改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定防除資材制度を創設した。
- （2）平成14年末に実施した実態調査において情報提供のあった約740種の資材については、農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合（以下、「合同会合」という。）において、特定防除資材として指定すべき資材について検討を開始した。
- （3）合同会合における検討等の結果、情報提供のあった資材のうち食酢、重曹及び一部天敵については、特定防除資材として指定することとした。その他の資材については、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定の判断を保留し、安全性等の情報を収集することとした（保留資材）。

2 保留資材の取扱い

- （1）保留資材については、農業生産現場で使用されているとの情報提供がなされたものであることから、暫定的な整理として、仮に防除目的に保留資材を使用したとしても、農薬効果を謳って販売しない限りにおいては、使用者が自分の責任と判断で使うことは可能とした（別添1）。
- （2）その後、科学的知見から、その安全性に問題がある資材（ナフタレン等）を除外してきたが、依然として475種類の保留資材が存在している。（平成19年9月末現在）。

3 保留資材に関する課題

- （1）制度創設後4年半が経過した現在においてもなお、多くの保留資材について安全性の確認が行われていない状況にある。
- （2）安全性の確認に必要なデータについては、これまで収集を行うとともに、製造者等にその提供を求めてきたところである。しかしながら、問い合わせも含め製造業者等からの情報提供は少なく、使用実態も不明確なため、評価を開始できない資材が多く存在する状況にある。
- （3）現在まで保留資材の使用による問題は報告されていないものの、安全性を評価せずに、保留資材として使用可能とすることは、食品の安全確保の観点から不適切である。
- （4）また、昨年12月に「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（参考資料4）が成立し、今後有機農業の推進に関する動きが加速化することが想定

されることから、このまま保留資材を残しておくことは、現場の混乱を引き起こす可能性もあり、この観点からも不適切である。

II 今後の対応方向

1 保留資材の整理

- ① これまで保留資材としてきた資材について、有機農家等に対する調査を通じて、使用資材及び使用目的を把握する。
- ②－1 使用実態があるとされた資材については、提供されたデータを用いて安全性及び薬効について確認を行う。
- ②－2 使用実態が把握できない資材については、パブリックコメントにより情報を収集し、使用実態の有無を明らかにする。
- ③ これらの情報収集の結果及びこれまでの合同会合での審議内容等を踏まえ、2のとおりに区分した上で、区分Aに分類された資材について、特定防除資材に当たるか否か、次回（第9回）以降の合同会合で順次検討を行うこととする。

2 具体的な区分

区分A：既にデータ等が提出されているか、現場で使用されている資材→指定の可否について検討

これまでの合同会合にデータが提出されている木酢液及び電解水、並びに現在事務局でデータ検討中の資材については、本区分に該当するものとして取り扱う。

本区分に分類される資材については、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行う。

区分B：有機農家等に対する調査で情報が得られなかった資材→情報を収集

パブリックコメントの際に、使用実態（有効性、安全性に関する情報を含む）についての情報提供を求めることとする。

本区分に分類される資材のうち、使用実態を有するとして情報提供がなされ、その妥当性が確認できた資材については区分Aに分類する。

一方、情報提供がなされなかった資材、あるいは提供された情報から有効性や安全性について適切な情報が得られなかった資材については、使用実態が確認されなかったものとして、保留資材から削除する。

区分C：保留資材から削除する資材

以下のような資材については、保留資材から削除することとし、パブリックコメントにおいてその可否について意見を募集する。

- ① これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材
- ② 文献等により、毒性を有している可能性がある資材
- ③ 他の法令で既に規制されている資材
 - ・ 人畜に対する安全性に係る法令等（食品衛生法、消防法等）により規制等が行われている資材

- ・ 環境安全性に係る法令等（家畜排泄物法、化管法等）により規制等が行われている資材
- ④ 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件（別添2）から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材
- ⑤ 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材（魚、カニ類、いね科作物、灰、洗濯廃液等）

3 区分Cに分類された資材の取扱い

- (1) ①、④に分類された資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触する恐れがあるので、宣伝等を行わないよう指導する。

なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (2) ②に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (3) ③、⑤に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

(別添 1)

農薬取締法の一部を改正する法律の施行について（局長通知）

（平成 15 年 3 月 13 日 14 生産第 10052 号）（抜粋）

3 特定農薬

(1) 特定農薬の定義

特定農薬とは、新法第 2 条第 1 項において、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義される。特定農薬については、新法において無登録農薬の製造、輸入及び使用の各段階での規制を強化したが、農作物の防除などに使用する薬剤や天敵で、原材料からみて明らかに安全上問題のないものにまで登録の義務を課すことは過剰規制になるとの判断から、農林水産大臣及び環境大臣が指定したものについては、登録を受けなくても製造、加工、輸入又は販売することを可能としたものである。

特定農薬の指定に当たっては、新法第 16 条第 3 項の規定に基づき、農業資材審議会への諮問及び答申を経て、特定農薬を指定する件（平成 15 年 3 月 4 日農林水産省・環境省告示第 1 号）を定め、食酢、重曹及び使用場所と同一都道府県内で採取された天敵が指定されたところである。

なお、「特定農薬」の名称が、化学合成農薬を連想させるとして、有機栽培農家等から「農薬」以外の名称を用いるべきであるとの要望が強いことから、今後「特定防除資材」の通称を用いることとする。

(2) 特定農薬としての指定が保留された資材の取扱い

農林水産省及び環境省において、特定農薬として指定すべき農薬の検討に当たって、平成 14 年 11 月から 12 月にかけて、農業生産現場で使用されている農業資材についての実態調査を実施した結果、全国から約 740 種、のべ約 2900 種の資材に関する情報の提供があった。これらの情報について、農業資材審議会において検討を行い、そもそも「農薬」に該当しないアイガモやコイ、防虫シート等を除外し、平成 15 年 1 月 30 日の農業資材審議会において、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定すべきとの答申がなされた。

一方、各方面から情報の提供があった多くの種類の資材について、特定農薬の指定の可否を検討したが、限られた時間内に得られた各資材の効果及び安全性の情報が十分でないことから、多くの資材は特定農薬としての指定の判断を保留することとされたため、今後、効果や安全性について、データ収集等により、順次評価していくこととしている。なお、判断が保留されたものであっても、農薬としての効果を謳って販売されるものは、従来どおり取締りの対象とするが、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは、この限りでない。

(3) 特定農薬の規制

特定農薬については、以下のような規制を行うこととする。

ア. 特定農薬を販売する者は、氏名、住所及び販売所を都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

- イ． 農林水産大臣は、特定農薬の使用に伴って人畜への危害が発生することを防止するため必要があるときは、販売者に対し販売の制限又は禁止をすることができる。
- ウ． 製造者、輸入者及び販売者は、帳簿に製造数量や譲渡数量を記入し、少なくとも３年間帳簿を保存しなければならない。
- エ． 虚偽の宣伝を禁止する。

(別添2) 合同会合等における主な了承事項

了承事項	参照文書
1. 特定農薬の指定に関する各種考え方	
	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
平成17年4月に施行された改正水産動植物被害防止に係る登録保留基準との整合性、今までの了承事項等に留意し、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「水産動植物に対する安全性に係る試験の具体的な実施方針について」を改正する。（注5）	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針改定（案）について （平成18年3月、第7回合同会合）
2. 特定農薬の指定の可否に係る了承事項	
複数の原材料から製造された個別の製品（商品）を特定農薬として指定することについては、適切でない	市場開放問題苦情処理対策本部苦情受付・処理状況 （OTO 番号 660 処理内容抜粋、平成15年3月6日、農林水産省、環境省回答）
病虫害や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進もしくは抑制の効果が確認されること	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認された資材であること	同上
以下に掲げるものに該当しないこと ・原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く） ・抗生物質 ・天敵微生物（弱毒ウイルスを除く） ・有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの	同上
薬剤でないもの（物理的防除等）に該当しないこと	農薬ではないとされるもの （平成15年5月、第3回合同会合）
「天敵」については、右記資料に示された動物（アイガモ、牛等）、植物（マリーゴールド等）その他に該当しないこと	同上
肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当しないこと（注2）	同上

了承事項	参照文書
使用方法から見て農薬に該当しないもの (使用例) ・ 目印・増量剤として使用 ・ 渋取り用 ・ 防除機や樹幹の凍結防止 ・ 散布後や養液栽培中の農薬の分解促進 ・ 食味向上、品質促進 ・ 塗布による物理的な病菌侵入防止 ・ 水 (注3)	同上
食品中の残留農薬基準が設定された成分を含む資材でないこと	食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて (平成16年11月、第4回合同会合)
毒劇物に指定されている化学物質(水酸化ナトリウム等)に該当しないこと	毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について (平成16年11月、第4回合同会合)
化学合成された界面活性剤等を含むものに該当しないこと(注4)	評価指針Ⅲの1の(4)に規定する「化学合成された界面活性剤等」について (平成16年11月、第4回合同会合)
原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする(原材料の混合割合は規定しない)。安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行う。(注5)	複数の原材料からなる混合物の取扱いについて (平成17年8月、第6回合同会合)
農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。 (注5)	農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて (平成17年8月、第6回合同会合)
1. 「特定農薬(特定防除資材)に該当しないこととする資材の取扱い(追加 案)」について、意見等がなかったことから、今後の農業資材審議会農薬分科会に報告する。 2. 食品をそのまま用いるものについては、原則として特定農薬(特定防除資材)の候補資材からは除外する。(注5)	特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて (平成18年3月、第7回合同会合)

了承事項	参照文書
特定防除資材の水産動植物の実証試験については、原体でなく、製剤で行うことが適当である。	魚毒性の判定に必要な試験の具体的実施方針について (平成16年11月、第4回合同会合)
商品として販売されている保留資材については、原則として製造者等から国へ評価に必要な資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。	特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて (平成16年11月、第4回合同会合)
特定防除資材（特定農薬）として販売されるものについては、右記の資料に掲げる方針で表示を指導する。	特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について (平成17年8月、第6回合同会合)

(注1) 詳細は、それぞれの参照文書を参照のこと。

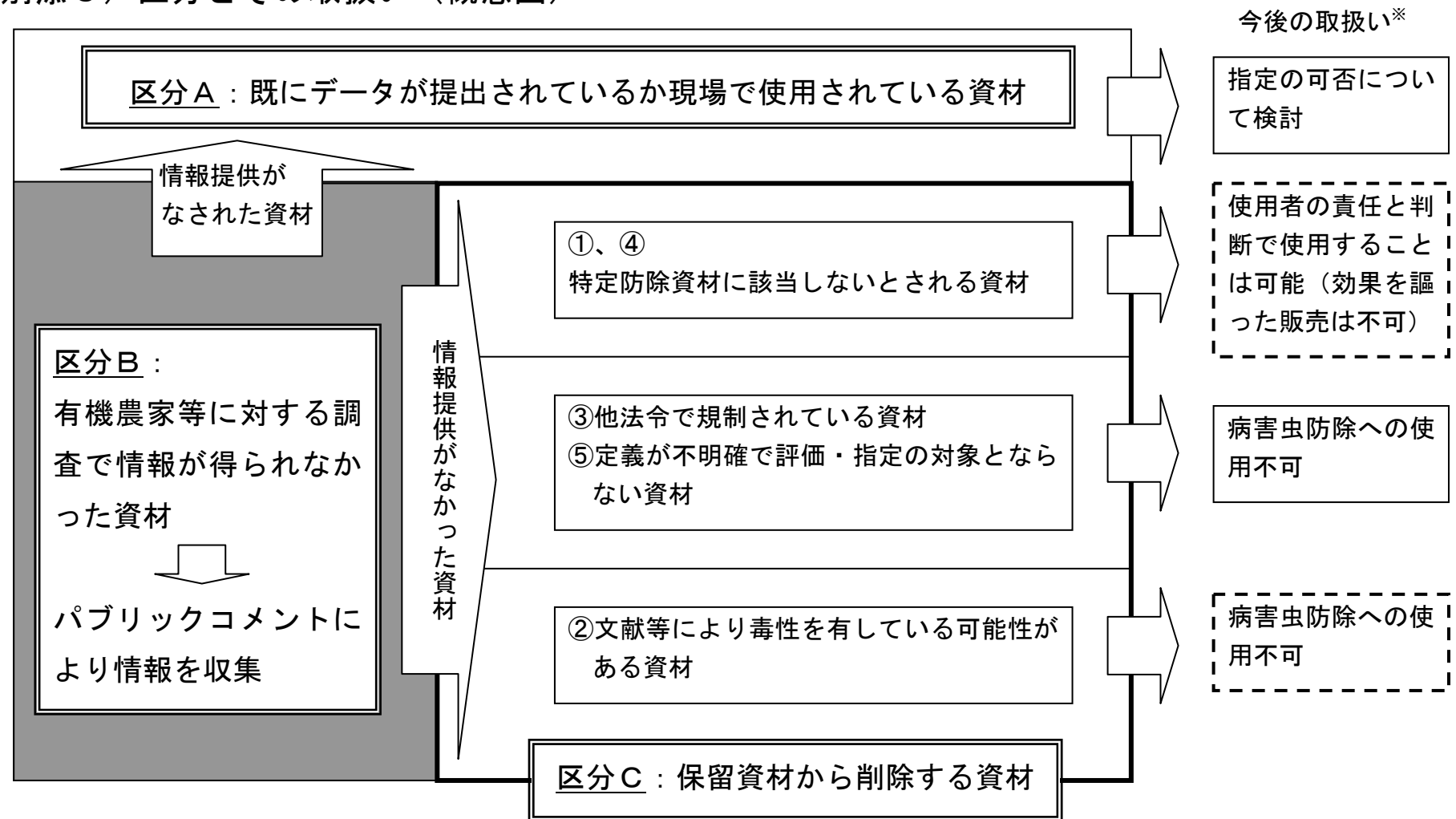
(注2) 副次的に病虫害への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの。

(注3) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注4) 石けん及び食品衛生法上使用量の制限がないものを除く。

(注5) パブリックコメント手続きは未実施。

(別添3) 区分とその取扱い (概念図)



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。